

令和2年度 三重県留置施設視察委員会

(留置業務管理者に対する意見と措置結果)

三重県警察本部

1 留置施設視察委員会設置の趣旨

平成19年6月1日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に「三重県留置施設視察委員会」が設置されております。

2 委員会の組織 委員の身分

委員会は4名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

3 委員会の権限等

委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。

また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

4 委員会の活動状況

令和2年度中、4回にわたり委員会の活動を行い、7警察署の留置施設を視察しました。

視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対し19件の提言を行いました。

5 留置施設視察委員会の意見及び措置

【施設設備関係】

・意見1

一部の居室から日課时限の掲示が見えにくいため改善されたい。

(3施設)

～措置～

新たに日課时限を記載した掲示物を作成し、各居室から確認できるように掲示しました。

・意見2

運動場に鏡を設置されたい。

(2施設)

～措置～

運動場に鏡を設置しました。

- ・意見3

キャビネットの上部等に鋲が浮き出ているなど不衛生であるので改善されたい。

(2施設)

～措置～

天板部分に紙シートを敷き、シートを重ね貼りするなど対策を実施しました。

- ・意見4

運動場に鳥の羽等が散乱するなど不衛生であるので、対策を講じられたい。

(1施設)

～措置～

毎日の清掃のほか、庁舎の建て替えや施設の修繕等の機会に運動場上部の補修について検討します。

- ・意見5

休憩室に設置の棚を固定されたい。

(1施設)

～措置～

ねじによる固定と突っ張り棒との併用により、転倒防止措置を講じました。

- ・意見6

浴槽の段差が大きく使いづらいので、将来的な課題として、解消に向けた検討をされたい。

(2施設)

～措置～

庁舎の建て替えや施設の修繕等の機会に浴槽の段差解消について検討します。

- ・意見7

留置保護室に時計を設置されたい。

(2施設)

～措置～

留置保護室を使用時に、収容者から見える位置に時計を設置することで対応します。

- ・意見8

運動場が狭いため、将来的な課題として、その解消に向けた検討をされたい。

(1施設)

～措置～

庁舎の建て替えや施設の修繕等の機会に運動場の拡張について検討します。

- **意見 9**

運動場上部の雨除け部分が狭いため、
将来的な課題として、改善を検討された
い。
(1施設)

～措置～

庁舎の建て替えや施設の修繕等の機会
に雨除け部分の拡張について検討します。

【処遇衛生関係】

- **意見 1**

洗濯物を干す場所について検討された
い。(2施設)

～措置～

衣類乾燥機を使用しつつ、天気の良い
日には運動場その他日光の当たる場所に
洗濯物を干すこととしました。

- **意見 2**

布団収納場所にすのこを設置するなど、
通気性の確保に配慮されたい。(1施設)

～措置～

すのこを設置することとしました。

- ・意見3

自弁糧食の食事メニューがないため改善されたい。

(1施設)

～措置～

自弁業者の新規選定を行うなど、自弁糧食の充実を図ります。